

# 固定資産税に関する重要なお知らせ

## 償却資産を所有する方は 申告書の提出を忘れずに

固定資産税の算出の基になる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。対象となる資産は、事業に使用する機械などです。これまで申告のあった方には通知書を送付していますが、通知書が届いていない方や新事業開始後に初めて申告する方には、申告の用紙をお送りしますのでご連絡ください。

なお、廃業や転出された方も申告の必要があります。

### ■償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産は、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産で、土地および家屋以外の事業のために用いることができる次のような有形減価償却資産です。

- ▽課税の対象となる償却資産
  - ▼構築物（建物以外の構造物）
  - ▼機械および装置、船舶、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます）
  - ▼工具および備品など

### ■申告が必要な方

平成30年1月1日現在、町内に事業のために用いることができる償却資産を所有している方です。

なお、申告書は資産の増減が無い方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も提出して

ください。

### ■提出する書類

▽前年度以前に申告された方：増減申告書（町から送付された償却資産の「種類別明細書」を参照し、増減資産を記入してください）

▽初めて申告する方：全資産申告書（全ての償却資産を申告してください）

▽廃業または転出された方：申告書に「廃業」「転出」などを記入の上提出してください。

■震災により代替取得等となった償却資産の特例

震災により滅失、損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得または改良した場合には、課税標準額を2分の1として税額を計算する特例が、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

### ■申告期限

平成30年1月31日（水）

## 土地や家屋の所有者が 亡くなった時は届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなった場合は、相続登記が完了するまでの間の固定資産税を納税する代表者を定めなければなりません。「相続人代表者指定届」により納税の代表となる方を決め、町税務課へ提出してください。一定期間が過ぎても届け出が無い場合、町で任意に相続人代表者を指定することがあります。

なお、この届け出を行うことで、

相続登記が完了するものではありませんのでご注意ください。

## 震災特例を受けけるには 町へ届け出が必要ですよ

固定資産税の震災特例を受けるときや家屋を解体したときには届け出が必要です。忘れずに届け出をお願いします。

■被災した固定資産に代わる資産を取得した場合

震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は下表のとおりです。

被災代替住宅用地の特例については、住宅用地取得後すぐに住宅を建築しない場合に申告が必要です。

※被災代替償却資産の特例申告は、上記の固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

### ■家屋を解体・名義変更した場合

家屋を解体したときや売買や相続などで未登記家屋の名義を変更したときは、町税務課へ届け出が必要で、届け出が無い場合はそのまま課税となる場合がありますのでご注意ください。

なお、登記による異動がある場合、届け出は不要です。

### ◆届出・申告先、問い合わせ

町税務課 資産税係（☎82-3111 内線113、114、118）へ。

### ◆固定資産税の震災特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の者から相続のあったときは、その相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に①と同居を予定する人 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する者の三親等内の親族 ④①、②が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の者から被災償却資産を取得した相続人 ③①が法人の場合、合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	震災により損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	震災により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得、または改良した場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	平成33年3月31日		平成31年3月31日
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間